

国民健康保険
加入者の皆さんへ

高額療養費支給制度のご案内

- 1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた分が支給される制度です。（差額ベッド代等の保険診療以外のものや入院時の食事代は除きます。）

▼ 自己負担限度額（月額）

【70歳未満の場合】医療機関ごとの受診について計算します。（入院と外来も別計算）

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者※1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額等が、600万円を超える世帯及び所得の申告がない世帯

※2 過去12か月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

【70歳以上の場合】病院、診療所、歯科の区別なく合算して計算します。

所得区分	外来のみ（個人単位）	入院+外来（世帯単位）
現役並み所得者※3	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%※5
一般	12,000円	44,400円
低所得者※4	8,000円	24,600円（一定基準以下の場合15,000円）

※3 同一世帯に住民税課税所得が、145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人

※4 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人

※5 4回目以降は44,400円

● 申請手続

該当する世帯には、診療した月から通常3か月後に町から高額療養費支給申請書を送付します。申請書が届きましたら、領収書と被保険者証を添付して住民ほけん課に申請してください。

高額療養費の申請には、医療機関で支払った領収書が必要になります。確定申告時に医療費控除等で領収書を提出する方は、申告前に住民ほけん課国保年金担当にご連絡ください。

国民健康保険税及び

問合せ／国保年金担当 ☎ 991-1868

高齢福祉担当 ☎ 991-1884

後期高齢者医療保険料の

お支払い方法について

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料が年金から天引きされている方は、1月30日（金）までに住民ほけん課窓口へお申し出いただくことにより、4月からのお支払い方法を口座振替に変更することができます。

（口座振替の場合、1年分の保険税（料）を7月から2月までの8回に分けてお支払いいただきます。）

なお、1月30日（金）を過ぎてお申し出いただいた場合は、4月分の天引き中止手続きに間に合いません。お申し出の時期により天引き中止が6月分以降になりますので、ご了承ください。